

## 細則

制 定：平成 25 年 4 月 1 日

### 第 1 章 通則

第 1 条 一般社団法人日本箱庭療法学会の定款第 41 条に基づき、以下の諸規定を設ける。

### 第 2 章 入会金及び会費納入

第 2 条 入会金及び年度会費は、別表 1 の通りとする。入会金と初年度会費は入会時に、また、年度会費は当該年の 4 月末日までに納入するものとする。

別表 1 入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費（年）
正 会 員	10,000 円	9,000 円
購 読 会 員	10,000 円	10,000 円
名 誉 会 員	0 円	0 円
賛 助 会 員	0 円	50,000 円（一口以上）

- 2 海外に在住し、通信物の海外居住への直送を希望する場合は、年度会費を 10,000 円とする。
- 3 本会の定款第 12 条 2 項（5）号により会員資格を喪失した者が本会への入会を希望する場合は、改めて入会手続きを経なければならない。ただし、理事会が承認した場合、会費を未納した期間に相当する額を全額納入することを条件として、入会手続きを経ることなく、再度会員資格を得ることができる。

第 3 条 顧問及び名誉会員の推薦、賛助会員の入会については、理事会の議を経て別に定める。

### 第 3 章 代議員の選出

第 4 条 本章の細則は、代議員選挙を適正に実施することを目的とする。

- 2 本会の代議員選挙の管理業務は、当該選挙の事由が発生する 6 ヶ月以前を基準として正

会員のなかから理事会の決議により選出された選挙管理委員により選挙管理委員会を組織してこれを行う。

- 3 選挙管理委員会はその代表責任者として選挙管理委員長を定めなければならない。
- 4 事務局は、選挙管理委員会の指示により、同委員会の事務を補佐する。
- 5 選挙管理委員の任期は、当該選挙に関する事務が全て終了するときまでとする。

第5条 選挙管理委員会は以下の業務を行う。

- 2 選挙管理委員会はその組織の成立を見た日より1ヶ月以内に選挙実施日程とその実施手続きに関する計画書を作成、これを全会員に公示する。
- 3 【選挙台帳の作成と公示】選挙台帳は代議員選挙を実施する年の3月末日を基準とし、当該年度4月1日以降退会していない会員名簿によってこれを作成し、正会員に所定の期日までにこれを郵送し公示する。
- 4 【選挙の実施と開票結果の確定】本細則第7条、第8条および第9条により厳正な選挙の実施を行なう。また、開票結果の確定については本細則第10条によりこれを行なう。
- 5 【選挙結果の公告】選挙管理委員会は開票業務の終了後、その結果（投票数・投票率および当選者と次点者の得票数を含む）を直ちに全会員に公告しなければならない。

第6条 選挙権を有する者は、選挙管理委員会の定める時期において正会員の資格を有する者とする。被選挙権を有する者は、当該選挙の効力が生じた日において正会員たる資格を有している者であって欠格事由に該当しないものとする。第5条第3項に定める選挙台帳には、当該台帳が作成された時点において選挙権及び被選挙権を有する者が記載されるものとする。

- 2 海外居住者で、日本国内における住所もしくは連絡先を選挙管理委員会が指定する期日までに申告しない者は、選挙権および被選挙権を放棄したものとみなす。
- 3 被選挙権を放棄しようとする者は、選挙管理委員会が指定する日時までに所定の書式により「被選挙権辞退届」を選挙管理委員長宛に提出しなければならない。
- 4 選挙管理委員は、担当する選挙に関し、被選挙者たる資格を有しない。

第7条 代議員の定数は当分の間、全国区代議員8名、地方区代議員15名とする。全国区代議員は全正会員の互選によって選ばれ、地方区代議員は下記の6地方区からその地方区の所属正会員の互選によって選出される。地方区は、北海道・東北、関東・甲信越、中部・北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄とする。

第8条 代議員選挙は無記名投票による。投票は所定の投票用紙を用いる郵便投票とし、指定の日付までの消印のあるものをもって有効とする。

第9条 投票は全国区代議員については3名連記とする。地方区代議員については単記とする。ただし、地方区代議員定数が3名以上のところは2名連記とする。

第10条 当選者の確定は得票順による。ただし、次の場合、この限りではない。

- (1) 選挙権のない者からの投票は無効とする。
- (2) 被選挙者たる資格のない者に対する投票は無効とする。
- (3) 同点者の生じた場合は抽選による。
- (4) 欠員の生じた場合には、次点者をもって補う。

2 本会の定款第15条第3項に基づき、理事長は必要により、代議員定数に加えて正会員のうちから2名までを指名代議員として選任することができる。

#### 第4章 理事及び監事の選出

第11条 理事及び監事は、代議員会の決議によって選定する。

#### 第5章 理事長、副理事長及び常務理事の選定

第12条 理事長の選出は新たに選任された理事による最初の理事会において行なう。副理事長、常務理事の選定は理事長の選定後に引き続いて行なう。

第13条 同一人を引き続き3期（6年）を超えて理事長に選出することはできない。

#### 第6章 委員会

第14条 理事長は、理事会の決議により、活動・事業遂行のため、委員会を設置する。

- 2 委員会の任務、任期、委員数等は、別に定める。
- 3 本会の定款第33条に定める委員会以外に、特別に必要が生じた場合には理事会の議を経て特別委員会を設置する。

#### 第7章 大会

第15条 本会は年次大会を毎年10月に開催する。

- 2 大会の開催にあたっては、大会準備委員会を編成し、準備、開催・運営の業務を行う。
- 3 大会準備委員長は、理事長が理事会に諮り決定する。
- 4 年次大会において、定時会員総会を開催する。

## 第8章 学会賞

第16条 本会の諸活動における優れた業績を讃える目的で「日本箱庭療法学会学会賞」を、また箱庭療法およびこれと関連する諸技法に関する優れた研究および実践活動を奨励する目的で、本会の創設者である河合隼雄氏の名前を冠した「日本箱庭療法学会河合隼雄賞」を設け、それらを贈るため、別に内規を定める。

## 第9章 補則

第17条 この細則の改正は、理事会による議決をもってなされる。

## 第10章 附則

第18条 この細則は平成25年4月1日から施行する。